

冷熱源機器保守点検業務仕様書

1. 適用

本仕様書は、「建築保全業務共通仕様書（令和5年度版 国土交通省大臣官房官庁営繕部）」により補完する。

2. 業務場所

東浦中央図書館

3. 業務対象設備

設計書のとおり

4. 業務目的及び内容

発注者の所有する空調設備について、専門的見地から点検等を行うことにより、劣化及び不具合の状況を把握し、保守の措置を適切に講ずることにより、所定の機能を維持し、事故・故障の未然防止を目的とする。

（1）保守

点検は、基本的には機器等の取り替えは含まないものとするが、現地において簡単な修理はこれに含むものとする。

なお、機器等の取り替えを必要とする不良箇所又は故障等を発見した場合は、発注者に報告し、その処置について指示を受けるものとする。

点検後には必ず発注者、受注者立合いのもとで試運転を行うこと。

改正フロン法で定められている定期点検の内容も含むこととする。

（2）点検時期

点検は、年2回、夏季及び冬季シーズン初期に実施する。

点検回数が1回としてある点検は、夏季シーズン初期に実施する。

また、緊急時は発注者の要請によりこれに応じること。

（3）報告

業務に着手する前には、発注者に業務に着手する旨を報告すること。

点検後は、点検した結果を発注者に報告すること。

点検後には、速やかに保守点検報告書を作成し、発注者・受注者が各々1通所有すること。

（4）消耗品等の取り扱い

業務に必要な材料、工具、消耗品等はすべて受注者の負担とする。

資材・ウエス・冷却水（不凍液）・油脂類等の消耗品類も含むものとする。

（５）支給

点検に必要な水、電力、ガスは発注者が支給する。

（６）遵守事項

業務の実施に当たっては、発注者の施設を破損、または汚損しないように行うこと。また、業務の実施中は、受注者の作業員、発注者及び第三者に対して、事故等が生じないよう十分な安全対策を講ずること。

（７）その他

この仕様書に明記されていない事項であっても、当該空調設備を良好に維持管理する上で必要と認められることは、発注者の指示によりこれを行うこと。

５．業務委託料

業務委託料の支払い回数は年２回とする。

受注者は、４月から９月までに点検及び報告が完了したものを１０月に、また１０月から３月までに点検及び報告が完了したものを４月に各施設を管理している課ごとに請求書を作成し、送付するものとし、発注者は適法な請求書を受理した日から３０日以内に支払うものとする。